

令和7年度

いなみ健康ポイント

町が指定する健康診査（健診）・がん検診の受診や健康づくり事業への参加、日々の取組等に対してもらえる「いなみ健康ポイント」を集めると、稲美町共通商品券に交換できます。

STEP1

ポイントカードをもらう

役場健康福祉課や町内福祉会館等でポイントカードを交付しています。

対象者：町内に住所がある40歳以上の人
（年齢は令和8年3月31日時点）

STEP2

ポイントを集める

対象期間：

令和7年4月1日～令和8年3月31日

STEP3

集めたポイントを商品券に交換する

申請期間：

令和8年3月2日（月）～3月31日（火）

※土日、祝日は除く

5～9ポイント＝500円

10～14ポイント＝1,000円

15～19ポイント＝1,500円

20～24ポイント＝2,000円

25～29ポイント＝2,500円

30ポイント以上＝3,000円

※5ポイントに満たないポイントは交換できません

健康ポイント
対象

のマークが対象
事業の目印です

ポイント対象事業		内容等	ポイント数	実施時期等	担当課
健診・がん検診 の受診	特定健診又は後期高齢者健診、胃がん又は胃がんリスク検査・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・骨粗しょう症・肝炎ウイルス・前立腺がん ※保険診療による検査等は対象外です ※令和7年度健康診査（健診）・がん検診ガイドに掲載の健診・がん検診が対象です。 【5月広報に同封】	対象の健康診査・がん検診をセンター健診や巡回セット健診で受診した場合は、ポイントを付与します。 上記以外（協力医療機関、国保人間ドック、職場での健診等で受診した場合は、健康福祉課窓口へ健診結果表をお持ちください。その結果表によって、町が対象項目を確認できるものについてはポイントを付与します。	各2	【4月～2月まで】 5月広報に同封している「令和7年度健康診査（健診）・がん検診ガイド」に健診の日程や検査項目、自己負担額等の詳細な情報を記載していますので、ご確認ください。 ※保険診療による検査等は対象外です	
	歯周病検診、後期高齢者歯科口腔検診 ※保険診療による検査等は対象外です	協力歯科医療機関で受診した場合、健康福祉課窓口へ健診結果表をお持ちいただき、町が対象項目を確認できるものについてポイントを付与します。	2		
健診の早期受診	早期受診キャンペーン 《※今年度で最後になります》	令和7年8月31日（日）までに、国保特定健診又は後期高齢者健診を受診したことを確認後、ポイントを付与します。	3	【4月～8月まで】	健康福祉課 健康推進係 ☎ 079-492-9138
健康づくり事業 への参加	健診結果についての相談又は説明会	相談又は説明会で保健師・管理栄養士から健診結果について、相談又は説明を受けた際に、カードにポイントを付与します。	1	【各月2～3日】	INAMI 70 th
	特定保健指導等又は糖尿病性腎症重症化予防事業における指導（集団・個別）	特定保健指導（集団・個別）又は糖尿病性腎症重症化予防事業における指導（集団・個別）を受けた人のカードに保健師・管理栄養士等がポイントを付与します。	3	【予約時に決定】 右記までお問合せください。	
	健康教育・健康セミナー	◆健康セミナー（生活習慣病予防・介護予防・認知症予防等） ◇町政70周年事業NHK巡回ラジオ体操	各1	◆日程は決まり次第お知らせします ◇【8月14日（木）開催】	
	ヘルスの会会員	ヘルスの会に所属している人にポイントを付与します。	会員2 （新規4）	※加入希望者は右記までお問合せください （4月の総会時に配付）	
	健康支援員会員 ※各自治会推薦（3年ごと）	町からの委嘱期間中の健康支援員にポイントを付与します。	2	※各自治会の推薦により委嘱を行います	
	健康支援員地域活動（各自治会による地域活動）	健康支援員による地域活動（セミナーや健康チェックコーナー等）の参加者にポイント券を交付します。	1	【7月～3月まで】	健康福祉課 地域包括係 ☎ 079-492-9150
	もの忘れ健診	もの忘れ健診を受診した際にポイントを付与します。	1	【4月～3月まで】※要事前予約	
	いきいき広場又はいきいきミニ広場	年間2回以上の参加者の人のカードにポイントを付与します。	2	【4月～3月まで（週1回）】	稲美町社会福祉協議会 ☎ 079-492-8668
	いきいきサロン		2	【4月～3月まで（月1回）】	
	稲美町シニアクラブ会員	シニアクラブに所属している人にポイントを付与します。	会員2 （新規4）	※加入希望者は右記までお問合せください （4月の総会時に配付）	稲美町総合福祉会館 ☎ 079-492-4479
	稲美町シニアクラブ連合会行事	稲美町シニアクラブ連合会本部が主催する健康づくりに関係する行事に参加した際にポイント券を交付します。	各1	【5月20日】グラウンドゴルフ大会 【10月21日】連合運動会 【6月～2月】シニアのつどい（6回）	
健康づくりに関する 日々の取組の記録	体重、血圧、歩数のいずれかを3か月以上継続して記録（記録表は健康福祉課窓口で配付します。任意の様式でも可とします）	健康福祉課窓口で、3か月以上記録した記録表（紙又は電子データで容易に確認できるもの）の内容を保健師等が確認後、ポイントを付与します。	各2	【4月～3月まで】※期間中それぞれ1度限り	健康福祉課 健康推進係 ☎ 079-492-9138

※ポイント対象事業は広報いなみやホームページなどでもお知らせしています。
※いきがい創造センターや総合福祉会館にも血圧計を設置しています。ぜひ、ご利用ください。



※日程の決まっていないものは、随時更新しますので、各担当課へお問合せください。